

東北福祉カレッジ

The northeast welfare college

学 則

1 開講目的

1. 介護福祉分野における教育機関を設置することは、医療、介護に関する専門的な知識を有する優秀な人材を育成するとともに、当カレッジの設置は人材養成を通して地域で安心して住み続けることができる環境整備に寄与することを目的とする。
2. 通信教育制を導入することは、社会活動と知識、教養の向上ならびに日常の就業体制を支援することにつながり、当カレッジの設置は社会全体の好循環を生む架け橋となることを目的とする。
3. 社会貢献を目指す良質な人材が社会活動を安心して継続するためにも、公的な資格を習得することは、更に安定的な生活水準を確保することにつながり、当カレッジの設置は雇用安定を推進することを目的とする。

2 研修授業の名称及び課程

名 称：東北福祉カレッジ 介護福祉学科 介護福祉士実務者研修養成コース

課 程：介護福祉士実務者研修課程(通信課程)

3 場 所

〒983-0861 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中3番地4プラザ和光ビル1F

4 研修期間

全過程研修期間は1か月～6か月とする。

通信添削開始日から1か月～5か月間を研修期間とする。面接授業は1か月間とする。

5 受講定員

1学級 24名 計12学級 年間 288名

但し、通学課程(面接授業)に関しては開講2週間前までに8名以上の入所希望がない場合開講しないことがある。尚、通信課程に関しては随時開講するものとする。

6 受講資格

1. 国籍を問わず、無資格での受講も認める。
2. 科目の免除を希望している者は期限までに、免除該当資格の資格証明書を提出のこと。
3. 選考に至っては書類・面接等で判断とし、当カレッジが適切と認めたもの。

7 組織図

校長:1名

専任教員:1名以上(面接授業 専任教員兼主任教員)

講師:1名以上(医療的ケア専門教員)

事務員:1名以上

8 募集要項

① 募集期間

開講する実施月の約1か月前より開講日前日までを募集期間とする。

② 募集方法

新聞、インターネット等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。

③ 受講手続の方法

1. 受講申込書を送付またはFAXしていただく。
2. 申込者に対して受講確認書を送付。受講料振込の案内、開講式の案内を書面にて通知(8日以内電話での解約があった場合、申込解除とし、クーリングオフができる。)する。
3. 本人確認のため証明書(免許書、健康保険証の写し、資格証明書)を添付すること。
4. 受講振込完了後にテキスト、課題集、受講証を配布し、これをもって受講手続完了とする。

9 授業料、実習費など

① 入所料・実習費 0円

② 授業料(※教材費、課題集、修了証書一式含む)

1. 無資格者:120,000円(税抜き)
2. 訪問介護職員研修3級資格保持者:120,000円(税抜き)
3. 介護職員初任者研修資格保持者:80,000円(税抜き)
4. 訪問介護職員2級資格所持者:80,000円(税抜き)
5. 介護職員基礎研修資格保持者:80,000円(税抜き)

10 評価及び養成課程・添削指導方法

A 通信課程

1. 添削課題は、開講日初日に配布し、提出締切日を設けて添削指導を行なう。
2. 添削課題は、科目毎に行い、採点、講評、コメントを加えて指導結果を本人に返却する
3. 合格点は7割以上とし、合格点に満たないものは再学習し、再提出(レポート提出)とする。
4. 再提出において最終修了評価時までには自宅学習課題を提出し合格すること。
5. 自宅学習中の質疑応答は、ファックス、メールで受け付けることが出来る。

B 通学課程(面接授業)

1. 面接授業は科目の7割以上の出席が認められるもので、最終日の評価時に100点満点中70点以上を取
得したものが合格となる。
2. 不合格者は補習を行い、再評価を受ける。再評価時、不合格者は未修了となる。

C 医療的ケア

1. 各項目5回以上の実演を行い、5回目以降を評価し成功したものを合格とする。(救急蘇生法は一回以
上)評価の実施方法は、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」による。
2. 各項目10回を最大とし一項目でも不合格があれば未修了とする。
尚、合格したものであっても、7割以上の出席が認められないものは未修了とする。

【項目内容】喀痰吸引：口腔・鼻腔 各5回以上

経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養 各5回以上/救急蘇生法演習 1回以上

D 実地研修(実務者研修の医療的ケア講習に基本研修+実地研修を含める場合)

STEP1:医療的ケア講習 通信1か月+通学1日(基本研修)

1. 各項目5回以上の実演を行い、5回目以降を評価し成功したものを合格とする。(救急蘇生法は一回以
上)評価の実施方法は、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」による。
2. 各項目10回を最大とし一項目でも不合格があれば未修了とする。
尚、合格したものであっても、7割以上の出席が認められないものは未修了とする。

【項目内容】喀痰吸引：口腔・鼻腔 各5回以上

経管栄養:胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養 各 5 回以上/救急蘇生法演習 1 回以上

STEP2:医療的ケア講習 実地研修含む

1. 累積成功率が 70%以上でかつ、最終 3 回が全て成功した場合。

具体例1:口腔内吸引を 10 回実施

最終 3 回全てが成功し且つ 10 回のうち 7 回以上成功した場合は合格。

具体例2:口腔内吸引を 10 回以上実施。

最終 3 回全てが成功したが、成功率が 70%に達していない場合、70%以上になるまで回数を重ねる。

※例えば 10 回のうち 6 回が成功(60%)した場合、11 回～14 回まで全て成功した場合は合格。

2. 実地研修(選択式)の評価項目の回数

実地研修(選択式)を実施する評価項目は異なります。

3 行為の選択では、気管カニューレ内と経鼻経管栄養は実施しません。

5 行為選択の場合	3 行為選択の場合
口腔内吸引 10 回以上	口腔内吸引 10 回以上
鼻腔内吸引 20 回以上	鼻腔内吸引 20 回以上
気管カニューレ内部 20 回以上	胃ろう又は腸ろう 20 回以上
胃ろう又は腸ろう 20 回以上	
経鼻経管栄養 20 回以上	

注意事項

1. 現在、国の方針で人工呼吸器装置をした状態での喀痰吸引ならびに半固形の経管栄養は実地研修(選択式)で行うことはできない。
2. 実地研修修了後、認定特定行為業務従事者登録された従事者が特定行為を実施できるのは施設や在宅のみとされている。現在、国の方針で医療機関での介護職員などの医行為は禁止されている。

11 研修欠席者および補講の取り扱い

1. 面接事業欠席の場合、他クラスに振替することができる。その際は、事前に事務局に申し出ることとする。

2. 万が一振替出席が不可能な場合、個別補講講義を実施する。その際には1時間当たり3000円を別途徴収する。

12 欠席・早退・遅刻

欠席・遅刻・早退時は必ず事前に連絡をすること。原則、早退・遅刻は認めず欠席扱いとなる。

13 休学・復学・退学

休学・復学・退学をする場合、その旨を記載した書類を提出し許可をえなければならない。

14 受講の取り消し

下記に該当する者は退学を言い渡す場合がある。

遅刻、早退、無断欠席を繰り返す場合。

施設の秩序や、研修環境を乱す、又はその恐れがある場合。

故意に物品等を破損または持ち出し等をした場合。

そのほか、受講継続が困難だと判断された場合。

15 修了書の交付

1. すべての通信課程・通学課程の提出・出席状況、評価試験の7割以上の基準点を合格した者に対して、修了証書および携帯用修了証明書を発行する。
2. 修了者の名簿は一元管理し、毎年宮城県に対して修了者実績として報告する。

16 休業日(面接授業)

校長の判断により定められる。(天災ならびに公共機関の遅延が大幅に予想される場合)

17 使用教材

中央法規 介護職員等実務者研修(450時間研修)テキスト全5巻

18 通信養成を行う地域

全国とする。

19 履修・免除科目

① 入学時期:各開講時期に準ずる

② 開講期間:毎月(定員に達し次第)

③ 履修・免除科目(別紙)

(別紙)

履修免除一覧表(平成 29 年 1 月現在)

科 目	無資格	訪問介護 3 級 30 時間免除	初任者研修 130 時間免除	訪問介護 2 級 130 時間免除	訪問介護 1 級 355 時間免除	介護基礎研修 400 時間免除
人間の尊厳と自立	5	---	---	---	---	---
社会の理解 I	5	---	---	---	---	---
社会の理解 II	30	30	30	30	---	---
介護の基本 I	10	10	---	---	---	---
介護の基本 II	20	20	20	---	---	---
コミュニケーション技術	20	20	20	20	---	---
生活支援技術 I	20	---	---	---	---	---
生活支援技術 II	30	30	---	---	---	---
介護過程 I	20	20	---	---	---	---
介護過程 II	25	25	25	25	---	---
介護過程 III (スクーリング)	45	45	45	45	45	---
発達と老化の理解 I	10	10	10	10	---	---
発達と老化の理解 II	20	20	20	20	---	---
認知症の理解 I	10	10	---	10	---	---
認知症の理解 II	20	20	20	20	---	---
障害の理解 I	10	10	---	10	---	---
障害の理解 II	20	20	20	20	---	---
こころとからだのしくみ I	20	20	---	---	---	---
こころとからだのしくみ II	60	60	60	60	---	---
医療的ケア	50	50	50	50	50	50
医療的ケアの演習 各項目定数回以上実施する。 (7 時間程度)	喀痰吸引 (ア)口腔・・・5 回以上 (イ)鼻腔・・・5 回以上 救急蘇生法演習・・・1 回以上				経管栄養 (ア)胃ろう又は腸ろう・・・5 回以上 (イ)経鼻経管栄養・・・5 回以上	
実地研修	喀痰吸引 (ア) 口腔・・・10 回以上 (イ) 鼻腔・・・20 回以上 気管カニューレ内部・・・20 回以上				経管栄養 (ア)胃ろう又は腸ろう・・・20 回以上 (イ)経鼻経管栄養・・・20 回以上	
協力医療機関	あり					

20 実務者研修過程、介護Ⅲ過程+医療ケア研修(実地研修)資格取得の流れ

名称:東北福祉カレッジ 介護福祉学科 介護福祉士実務者研修養成コース

課程:介護福祉士実務者研修課程(通信課程)

A:無資格・初任者研修・基礎研修などの資格をお持ちの方

Step1 通信5か月(履修免除一覧表に準ずる)+通学【介護Ⅲ課程】5日間

Step2 医療的ケア講習 1日

※喀痰吸引等研修(1号・2号研修)【基本研修】と同等の内容です。

Step3 喀痰吸引等研修【実地研修】1日

Step4 医療的ケア研修修了書を発行します。

「実務者研修修了証明に実地研修で修了証明された喀痰吸引など医療行為の認定が記載されます」

B:介護福祉士の資格をお持ちの方

Step1 医療的ケア講習 通信 1か月

Step2 医療的ケア講習 1日

※喀痰吸引等研修(1号・2号研修)【基本研修】と同等の内容です。

Step3 喀痰吸引等研修【実地研修】1日

Step4 医療的ケア研修修了書を発行します。

「介護福祉士国家資格に実地研修で修了証明された喀痰吸引など医療行為の認定が記載されます」

21 認定特定行為業務従事者登録ならびに喀痰吸引等事業者(特定行為事業者)登録および登録後について

1. 当事業所では、認定特定行為業務従事者登録を申請いたします。

具体的には、施設、在宅の現場で喀痰吸引など医療行為「以下、特定行為」を実施する場合、実地研修で修了証明された喀痰吸引など医療行為の認定が記載された実務者研修修了証明書を、所定様式に従い宮城県長寿社会課在宅支援班へ申請、宮城県の審査後「認定特定行為業務従事者」に登録されます。

2. 施設内または事業所で認定特定行為業務従事者として実施する場合は、勤務または運営する事業者が喀

痰吸引等事業者(特定行為事業者)登録していることが必須となります。

3. 認定特定行為業務従事者登録後、指導看護師の指導後に利用者に対して特定行為が可能となります。

附則

この学則は、平成 27 年 10 月から施行する。

附則

この学則は、平成 29 年 4 月から施行する。